**Amoris Laetitia Chapter 8, Pope Francis**　　　　2017.07.14齋藤旬 半訳rev.6

（）は訳注、補遺、原文（英または独）。「」は先の二回のシノドスでの司教達の発言等。

**ACCOMPANYING, DISCERNING AND INTEGRATING WEAKNESS**

**寄り添いつつdiscernすることで、弱さを****integrate(\*)する**

（**integrate(\*)：**"put together parts or elements and combine them into a whole" ([OED](http://www.etymonline.com/index.php?allowed_in_frame=0&search=integrate)) 部分または要素を一緒にして高次のものまたは完全なものにする。積分する。包容する。）

291. 先のシノドスで司教達はこう述べています。the Churchは、結婚の結びつきが破れることはどの様な場合でも「神の意志に反する」311と思う一方で、「その子ら（her children）の多くが持つfrailty（人間の本質的な弱さ）についても勿論気付いています」[[1]](#footnote-1)と。また、the Churchはイエス・キリストの眼差しに啓発されて「不完全な方法で教会生活に参加する者達に愛をもって振り返り、神の恵みが彼等の生活にも働いていると認めています。善き行いを奨励し、愛をもって互いをケアし仕事と生活の場であるcommunityに奉仕するよう神の恵みが働いていると認めます」 [[2]](#footnote-2) とも述べています。更にこのapproachは、慈しみの大聖年の私達のミサの中でも強められます。確かにthe Churchは、神にもっと応えられる様に完全な者になりましょうと常に呼びかけますが、もう一方で「その子ら（her children）の最も弱き者達、愛に悩み傷ついたと分かる者達にもケアと気遣いをもって寄り添い、希望と自信を取り戻させ、港の灯台が送る光のように、あるいは、the peopleがリレーしながら掲げる松明（たいまつ）のように、道を見失った者達や嵐のただ中にある者達をthe Churchは照らします」[[3]](#footnote-3)とも述べています。 the Churchの任務は多くの場合、野戦病院の役目を果たすことです。このことを忘れないようにしましょう。

　292. Christianの結婚は、キリストとhis Churchのunion（一体化）の映しであり、これが完全に実現するのは、自由意志の下に信仰によってexclusive（排他的、他の誰でもない「この人だ」と確信すること）となった愛をもって互いに献身し合う男女のunion（一体化）の場合です。この様な夫婦は、死が二人を分かつまで人生を添い遂げ、transmission of life（命の伝達、responsible parenthood、二親であることに賜を与えられたならばそれに応じる責任）を進んで学ぼうとします。秘跡によって聖別され、家庭内教会（a domestic church）を築き、社会に新たな息吹を吹き込むパン種となるよう力づけられます。この様な理想に対して、根本的に相いれない結婚の形もあれば、その一部だけしか実現しない結婚の形もあるでしょう。しかし先のシノドスに集まった司教達はこう述べています。「結婚に関する教義に、未だ、あるいは、最早、合致しない夫婦の在り方にも、評価できる要素（constructive elements）があることをthe Churchは無視しません」[[4]](#footnote-4)と。

**GRADUALNESS IN PASTORAL CARE（漸進的司牧ケア）**

　293. 先のシノドスに集まった司教達は、単なる民法上の婚姻や、それとは法律的区別（due distinction）を伴うsimple cohabitation（単純な同棲、内縁関係）についても考察し、こう述べています。「この様なunions（一体化）が、法律的に認められた上で（legally recognized）特定の安定性、即ち、深い愛情と子孫へのresponsibilityを獲得し、裁判審理に堪えるabilityを示した場合は、司牧的ケアを受ける機会が与えられ、最終的には結婚の秘跡に繋がる展望を持つことが出来ます」[[5]](#footnote-5)と。他方、今日の多くの若者達は、結婚して一緒に生活することに不信を抱いています。これは禍根の一つでしょう。若者達は、結婚の誓約（the commitment of marriage）を際限なく先延ばしにしたり、既に行った誓約を破棄して直ぐに新たな誓約を結んだりします。先のシノドスに集まった司教達はこう述べています。「the Churchのmembersとして彼等も、merciful and helpfulな司牧的ケアを必要とします」[[6]](#footnote-6)と。the Churchの司牧者達は、Christian marriageを促進する責任のみならず、「この様な理想に現実的には合致しない極めて多くの若者達の状況を司牧的にdiscernする責任をも負っています。即ち、これらのpersonsと司牧的対話をすることによって初めて、彼らの生活の必須要素が何なのか見分ける（distinguish）ことができ、marriage in its fullness（完全な結婚）という福音を学ぶ様に彼等を導くことができるのです」[[7]](#footnote-7)と司教達は述べています。このような司牧的discernmentを行うには、「evangelization（福音化）を促しhuman and spiritual growth（人間的および霊的成長）を育むのに何が必須要素なのかをidentify（同定）する必要があります」[[8]](#footnote-8)と、先のシノドスに集まった司教達は再三述べています。

 294. 「民法上の結婚や内縁関係に留まることを彼等が選ぶのは、多くの場合、婚姻の秘跡に抵抗するからではなく、また、宗教への偏見のためでもない。むしろ、時代カルチャーや偶々（たまたま）の状況によってそう動機づけられている」[[9]](#footnote-9)とも司教達は述べています。そうであるならば、何らかの点で神の愛を反映した愛の兆し[[10]](#footnote-10)をそこに見いだすことは可能なはずです。「長期の同棲生活を経験した後に教会での結婚祝賀を望む者達が着実に人数を増やしている。多くの場合、単なる同棲を選ぶ理由は、何か制度的に明確化されてしまうことに反発する一般的な若者気質に拠っているし、生活の保障（安定した職業や安定した収入）をより多く得たいからという場合もある。幾つかの国では*de facto* unions（事実婚）が極めて多数見られる。それは、家庭や結婚に関する価値を拒否しているからではなく、今の社会状況では結婚式に費用がかかりすぎるからというのが主な理由となっている。これらの結果、物質的貧困が人々を*de facto* unions（事実婚）に追いやっている」[[11]](#footnote-11)と司教達は述べ、私達の知るところとなりました。事情がどうであれ「むしろこの機会に、福音に合致する家庭や結婚を夢物語でなく現実のものとする建設的な対応が必要であり、これらのcouplesが暖かく迎えられ、辛抱強くきめ細かく導かれる必要がある」[[12]](#footnote-12)とシノドスの司教達は述べました。これはサマリア人の婦人に向き合ったイエス（例えば、ヨハネ4:1-26）のなさり方と同じです。イエスは、彼女を闇の生活から解き放ち福音の喜びに完全に迎え入れるために、真の愛を求める彼女に声をかけたのです。

 295. この様な意味に沿って、聖ヨハネ・パウロ二世も所謂“law of gradualness”（「漸進性の法律」。ドイツ語版ALではGesetz der Gradualität。Recht（神の義（righteousness）に照らした法）でなくGesetz（人間が考えた法律）であることに注意）を提唱し、人間という存在は「成長のステージ毎に、知り、愛し、善なるmoralを完成させる」[[13]](#footnote-13)と考えました。これは“gradualness of law”（法律の漸進性）とは違います。そうではなく、主体者（subjects）が、特定の法律が要求する対象を理解し評価し直接に遂行する立場でなくとも、自由意志による様々な行動を経験する中で、徐々にprudential exercise（慎重さの鍛錬、法的練習）を積む、というものです。勿論、法律そのものは神の賜であり、進むべき道を示します。例外なく全ての人にとって賜であり、例え人間存在が「徐々にしか進めない。即ち、神の明確で絶対的な愛が彼または彼女のpersonal and social life（個人的社会的生活）の全てに渡って様々に要求し、その様な神の賜がthe progressive integration（完全な者への進歩、進みゆくintegration）を準備してくれているにもかかわらず、徐々にしか進めない」[[14]](#footnote-14)としても、恵みの助けを借りて、神の賜である法律（Gesetz、the law）は、例外なく全ての人に進むべき道を示します。

**“IRREGULAR” SITUATIONSに関するDISCERNMENT** [[15]](#footnote-15)

 296. 先のシノドスでは、弱さまたは不完全に伴う様々な状況について考察が為されました。ここで私は、私達が誤った経路に迷い込まないためにthe whole Churchに対し明確にしたいと求めた幾つかの事柄を今一度、述べてみたいと思います。即ち「いつの時代の教会でも二種類の考え方が繰りかえされました。一つは人を排除する態度、今一つは排除された人々を迎え入れる態度です。（使徒行録にある）エルサレム公会議以来、the Churchがとる方法はいつもいつもイエスのなさり方に立ち返りました。即ち慈しみの方法、人を迎え入れる方法です･･･。the Churchにおいては、取り返しがつかない形で（for ever）誰かを断罪すべきでありません。神の慈しみによる心の癒やしは、それを心から求める人ならば誰にでも注がれるからです･･･。真のカリタスは見返りを期待せず常に無償・無条件だからです」[[16]](#footnote-16)ということを再確認したいと思います。これらを確認すれば以下のことが必要だと分かります。即ち「困難な状況にはそれぞれ複雑な事情があるということを考慮に入れない判断は避けなければならない」そして「その困難な状況を彼等がどれほどストレスに感じているか、思いやりをもって接する心構えが必要」[[17]](#footnote-17)ということが分かります。

 297. 手を差し伸べることが大切です。即ち、彼または彼女がそれぞれpersonとして適切な方法で教会communityに参加できるように手助けし、「見返りを期待せず常に無償・無条件」の慈しみを感ずる体験をすることが必要なのです。取り返しがつかない形で誰も断罪されてはなりません。なぜならそれは全く福音のlogicに反するからです！　ここで私は離婚者再婚者のことだけを考えているのではありません。そうではなく全ての者、何か困った状況にいると感じている全ての人々について考えているのです。勿論、注意しなければならない場合もあります。例えば誰かが、客観的に明らかな罪をまるであたかもキリスト者の理想であるかのように喧伝して回るとしたら、あるいは、教会の教えとは違う何かを押しつけようと画策しているならば、その様な彼または彼女は決して、周りにその様な教えや説教を行ってはなりません。これはcommunityのあるべき姿とかけ離れています（例えばマタイ18,17）。その様な人にはもう一度福音を聴かせ回心へと導く必要があります。しかしその様な人にも、何らかの方法で本当のcommunity生活に加わる機会があり得るはずです。例えば、社会奉仕活動、祈りの集会、あるいは、教区司祭のdiscernmentと彼または彼女のinitiativeにより見いだされる何らかの機会、などがあるでしょう。その他様々な“irregular” situationsについても、シノドスの司教達は過半数合意に達しましたし、私も勿論それらを支持します。即ち「民法上の婚姻契約を行った者、離婚者再婚者、同棲（内縁関係）者、これらの人々へも司牧的approachを考慮し、彼等の生活がthe divine pedagogy of grace（神の恵の導き）の下に成立し、神の計画の完成が彼等にももたらされるよう、介助者（assistance）となる責任がthe Churchにはある」[[18]](#footnote-18)と司教達は述べています。どのような場合でも、聖霊の恩恵によって何らかのこと（something）が可能なはずです。

 298. 例えば離婚し再婚した者が様々な状況に困っているならば、これを単純に固定的すぎるカテゴリーに分類してはいけません。即ちsuitable personal（個々の状況に適合し）且つ司牧的なdiscernmentの余地を残さなければなりません。その様な一つの例として、再婚して歳月が流れ、新たな子供が生まれ、夫婦の忠実が確認され、互いに献身し、キリスト者としての任務も担い、自分達のirregularityを知りながらも後戻りすればもう一つの新たな罪を犯すことになると知ってしまった場合が考えられます。あるいは「子供の養育などの退っ引きならない理由から別居の義務を果たせない男女がいること」[[19]](#footnote-19)もthe Churchは承知しています。最初の結婚の修復にあらゆる努力を尽くしたにもかかわらず不当に離縁された場合もあるでしょう。あるいは「子供の養育のために再婚した後に何時しか、やり直しの効かないほど壊れてしまった先の結婚は当初から無効だったのだと主観的に確信する」[[20]](#footnote-20)場合もあるでしょう。これらとは異なる（即ち先述の様なdiscernmentが不可能ではないが困難な）例も考えられます。例えば、子供や家族全体に混乱と苦しみだけを与えた果てに離婚しその直後に再婚した場合や、（そこまで行かなくとも）家族への義務を全く果たさずに離婚し再婚した場合などです。これらが、福音が提唱する結婚や家族の理想と全く異なることは、明確であり続けます。シノドスに集まった司教達はこう言っています。司牧者のdiscernmentは「状況の違いを適切に判別（distinguish）」[[21]](#footnote-21)し「様々に困難な事情を注意深くdiscernする」[[22]](#footnote-22)approachによって常に行われなければならない、と。ベネディクト16世も仰っています。“easy recipes”[[23]](#footnote-23)（一律簡単レシピ）など存在しない、と。

299. シノドスに集まった司教達が多数意見として採用した提言に私も同意します。即ち「受洗者が離婚した後に民法上再婚した場合、scandalの誘因は全て避けることを前提に、可能な限り色々な形でChristian communitiesの中に、より完全に彼等がintegrateされる事が必要です。この様なthe logic of integrationが司牧的ケアにとってkeyとなります。彼等がキリストの体である教会に属していると気づくのみならず、その中で喜びに満ちあふれ実りある体験をすることが出来ると知る。その様に彼等が活動できる司牧的ケアは、この様なthe logic of integrationがあって初めて成立します。彼等は受洗者です。兄弟姉妹です。聖霊が彼等の心に、全ての者のためになるgifts and talentsを注いでいます。彼等の教会参加は様々な奉仕に表現されることでしょう。ですから彼等が参加できる奉仕活動がdiscernされる必要があります。現在の教会奉仕活動は、典礼、司牧、教育、組織作り制度作りがあり、その中で様々な排除が行われています。どの排除が克服可能なのかdiscernされる必要があります。そして、新たな枠組みの新たな参加personsは、教会から破門されていると感じるのでなく、むしろ教会を、常に彼等を歓迎し愛情をもって福音生活の道へと励ましてくれる母のような存在として感じ、彼等が教会の中で生活し成長できる活動memberとなれることが必要です。この様なintegrationは勿論彼等の子供達のケアにも必要です。彼等の子供達がキリスト者として育っていくことが最も重要だからです」[[24]](#footnote-24)というシノドスの司教達の意見に私も同意します。

 300. ここで私が言及した困難状況具体例の極めて大きなvarietyを考えると、今回の二回のシノドスや私のこの使徒的勧告で事足りるとは思えません。これらだけでは、全てのケースに適用できる教会法と一般規則の新たなワンセットを、準備できないことはお分かりでしょう。今できることは、個々のケースについて、個々の事情を考慮した司牧的なdiscernmentが責任をもって行われるように、励ます事だけでしょう。「全てのケースにおいて責任の程度が等しいということはない」[[25]](#footnote-25)のですから、「ruleの効果または影響が全てのケースについて同じとは必ずしも言えない」[[26]](#footnote-26)ということが認識されるケースが出てくるでしょう。司祭達は以下のduty（法律的義務）を負っているとシノドスの司教達も述べています。即ち「[その様に離婚し再婚した者達に]寄り添い、教会の教えと司教達のguidelinesに沿って自分達の置かれた状況を彼等がunderstand出来るように手助けするdutyを司祭達は負っています。このprocessで有用なのは、反省と痛悔の時を通して良心による究明を行うことです。彼等が自分達自身に問いかけるのです。結婚の合一性が危機に瀕した時、子供達にどう向き合ったか。和解の試みをキチンと行ったのかどうか。放棄された家族はどの様な状況に置かれているのか。新たな配偶者との関係が、残された家族や教会共同体にどの様な影響をもたらすのか。これから結婚しようとしている若者達に何か教訓を残せるのか模範を示せたのか。真摯な反省は、神の慈しみが誰にでも注がれる事への信頼を一層強めます」[[27]](#footnote-27)とシノドスの司教達は述べています。ここで話されているのは、寄り添いつつdiscernするprocessのことです。これによって「神の御前で自分達の状況を明らかにする信仰へと導くのです。司祭との会話を通して当人の心の内で討議（the internal forum　心内法廷）を行わせ、correctな（神の義（righteousness）によって正しい）判断に至ることを促すのです。教会生活にフルに参加する可能性を妨げているのは何なのか、どうすればその可能性を育み成長させることが出来るのか、心の内で判断に至るよう促すのです。*Familiaris Consortio*, 34（ヨハネ・パウロ二世の使徒的勧告『家庭　愛と命の絆』34）にもある様に、漸進性が組み込まれているのは、法律（Gesetz）そのものではなく心の内の討議によって成長する人間の方なのです。従ってこの様な心内討議のdiscernment無くしては、福音の要請する慈愛と真理が成立しない、とthe Churchは考えます。またこの様なdiscernmentを起こすための必要条件としては以下のものがあります。即ち、謙遜、懸命、教会とその教えへの愛、また、神の御旨を誠実に求めること、より完全に御旨に応えようと望むこと」[[28]](#footnote-28)とシノドスの司教達も述べています。この様な必要条件の態度があって初めて、重大な誤解を避けることが出来るのです。例えば、司祭は立ち所に特例を認めてくれるという勘違いや、善行と引き替えに秘跡を与えてくれるという勘違いです。この様な自分達の願いよりも、教会の共通善を優先する責任感と周囲を気遣う心が備わったpersonならば、必ずや、自分の置かれた状況の深刻さを的確に判断してくれるcapabilityを持つ司牧者に巡り会うでしょう。ですから、教会が何か特別のdiscernmentによってdouble standardをしてくれると人々が誤解するriskはありません。

**司牧的DISCERNMENTにおける情状配慮（MITIGATING）要因**

 301. 明らかに“irregular”とされた situationsに関しては特別のdiscernmentが必要であり可能である、ということを適切に理解するために、一つ常に考慮に入れておかねばならないことがあります。それはどんな場合も、福音からの要請は（他からの要請に応じて）譲歩してはならないということです。軽減してはならないということです。他方、教会は情状配慮すべき状況と要因について、しっかりとした考察を行ってきました。この考察から、如何なる“irregular” situationsに置かれた人も、全てみな単一に大罪の状態にあり聖別の恵みに与ることは出来ない、とは最早言えないことが分かりました。ここには単なるignorance of the rule（規則の不知は許されず、の考え方）以上のことが含意されるのです。例えばその様な一つの例として、ignorance of the rule の考え方を良く知っていながらも“its inherent values”（その背後にある価値観）[[29]](#footnote-29)理解には至っていない、あるいは、行いを改めれば不可避的に新たな罪を犯すことになってしまうという具体的な状況が考えられます。シノドスの司教達の言葉を借りれば「意志決定能力（the ability to make a decision）が制限される状況では、情状配慮要因の幾つかが現れる」[[30]](#footnote-30)ということです。聖トマス・アクィナスは自身のこととして、恵みや慈愛を持ちながらもその様なvirtuesを一つとして実行することが許されない（not be able to exercise）状況があることを認識していました[[31]](#footnote-31)。言い換えれば、（或る人が）moral virtuesを注がれていればいるほど、それを外に向かって現すことが難しくされてしまい、その内の一つを持っていることすら明確に現すことが出来ない状況もありうるのです。聖トマス・アクィナスは言っています。「聖人達の中には、virtuesなど持っていないとまで言われた者もいた。聖人達は全てのvirtuesを常に現すことが本当は出来るのに、それらvirtuesを現す行動をすることが困難となる状況が続いただけなのに」[[32]](#footnote-32)と。（ライプニッツが始めた現象学（phenomenology）で言えば、真の実体（substance）と現象（phenomenon）との差異ということ。正にdiscernmentが要請される局面の典型。）

 302. 情状配慮要因についてカトリック教会のカテキズムはこう言っています。「行為の責任性および帰属性は以下の要因により減じられる。あるいは無にされることすらある。即ち、無知、不注意、強要、恐れ、習慣、過度の愛着、または、その他の心理的ないし社会的要因」[[33]](#footnote-33)。他の段落で再びカテキズムは、moral responsibility（心の声に応ずる責任）を軽減させる状況について言及し、詳しく次の要因を挙げています。「感情の未成熟、後天的な習慣の力、不安な状況、または他の、moral culpability（心が罪（sin）を感じる力）を減じる、あるいは重要視できなくなる状況を生む精神的・社会的要因」[[34]](#footnote-34)。この理由により、客観的に困難な状況に対する否定的なjudgement（判定）は、当該personのculpability（心が罪を感じる力）ないしimputability（責任帰属）に対するjudgementと、直接的には繫がりません。[[35]](#footnote-35)私はこれらの確認を念頭に置いた上で、シノドスの司教達が可決しようとした以下の意見はとても適切なものだったと考えます。即ち「或る状況下では、人の行動に他の選択肢が無くなる場合があります。従って、原則を維持しつつも、行動や意志決定に伴う責任はその種類毎にケースに拠らず一定に決まるのではない、と認識する必要があります。司牧的discernmentにおいては、対象person固有に形成された良心を考慮し、更に、置かれた状況にも応じた責任を課すようにしなければなりません。同じ行動でもその影響や結果は、ケースによって変わる場合があるのですから」[[36]](#footnote-36)との司教達の意見に私も賛成です。

 303. この様に諸要因の重みづけを認識した上にもう一つ付け加えるべきは、個々人の良心（individual conscious）を教会慣習（the Church’s praxis）の中にもっと具体化する必要があるということです。即ち、或る種の困難な状況において私達が持つ結婚観に、客観的には合致しなくなっている教会慣習を見直す必要があります。確かに、努力を尽くして見識ある良心（an enlightened conscience）の発展を促すことは大切です。見識ある良心は、司牧者の真剣で責任あるdiscernmentに導かれて形成され、神の恩恵への信頼によって養われます。しかしもう一方で良心は、客観的に見て福音の一般的要請に合わない状況があると認識すること以上のことが出来るはずです。いまここで、神の呼びかけに対し何が最も心の広い応答となるのか。誠実に正直に応ずべきときが来たと認識することが出来るはずです。そして、これこそ神ご自身が要請されていること。人間の限界が招く実際の輻輳事における、客観的理想に完全には至らなくとも、神ご自身が要請する或る種のmoral security（moralにおける安全保障、心の安全保障）、これを出迎えに行く事が出来るはずです。いずれにしても、この種のdiscernmentがdynamicであることを忘れないようにしましょう。それは、新たな成長ステージと新たな意志決定に向けてますます開かれているはずです。即ちこうすることでかえって、理想がもっと完全に実現できるのです。

**rulesとdiscernment**

 304. 或る個人の行動が一般的法律（独語Gesetz）やrule（独語Norm）に適っているのかどうかを考察するだけでは捨象しすぎです。なぜならそれでは、人間存在としての実生活におけるfull fidelity to God（fidelityとは、エンジニア用語で言えば、録画録音データの再生が生の臨場感に対して示す忠実度）をdiscernし確かに実行することが出来ないからです。ここで聖トマス・アクィナスの次の教えを思い起こし、私達が司牧的discernmentを行う際の学びに取り入れることを真剣に求めます。「一般的原則を適用する必要がある場合でも、事が子細になればなるほどその欠陥が見えてくるのだから．．．。　真理が持つrectitude（神の義に照らした正しさ）の実際の度合いは、事の子細を含む全ての場合に対して同じというわけには行かない。そのrectitudeは、一般的原則に対してだけ一定と言える。またもしも、子細を含む複数の物事に対して同じrectitudeを示す一般的原則が見つかったとするならば、実際のところは人によって把握出来ている子細が異なっているということだ．．．。その原則は適用すべきでないと分かるだろう。更に子細に分け入ることが出来ると分かるだろう」[[37]](#footnote-37)。確かに一般的原則は、決して軽視したり無視したりしてはならないa good（一つの真善美）を表します。しかしながらその論述形式の中に、全ての特定状況を盛り込むのは不可能です。ですから、これと全く同じ理由から次のことにも言い及ぶ必要があります。即ち、特定の事情に対して為される実際のdiscernmentにおいては、一つのrule水準を作るほどのことは出来ないということです。その様なことをすれば、我慢ならない詭弁を生むだけでなく、特別の注意をもって守らなければならない正に価値観そのものを危険にさらすことになってしまうからです[[38]](#footnote-38)。

　305. 従って司牧者は、 “irregular” situationsにいる人に対してmoral laws（独語moralische Gesetze、倫理に関する法律）だけを適用するので十分だと思ってはいけません。それではまるで、人々の生活の中に投石用の石つぶてを配置して満足しているようなものです。言うなればこれは、教会の教えの陰に隠れて心を閉ざし「モーセの椅子に座って、時に優越感、時に軽薄さをもって、複雑な事案や傷ついた家族を裁いている」[[39]](#footnote-39)様なものです。同様な指摘は他にも、the International Theological Commission（ヴァチカンの国際神学諮問委員会）が「自然法（natural law）は既に確立したものと見なしてはいけません。moralの問題に関して先験的に課されたrulesではなく、むしろ、意志決定のpersonal processの深部に客観的inspirationを与える源としてとらえるべきです」[[40]](#footnote-40)と述べています。客観的に見て罪（sin）の状態にある人も、様々な制約や情状配慮要因を考慮に入れれば、主観的に見て罪を担う責任がない、または全く罪がない、ということもありえます。その様なpersonは神の恩恵を受けて、生き愛し成長することができます。この目的に向けて教会の助けを受けながら恵みと慈愛の生活を送ることができます[[41]](#footnote-41)。discernmentは、様々な制約のただ中にあっても成長し神の呼びかけに応ずる道を探す手助けでなくてはなりません。全て白か黒かで考えるというのでは、恵みと成長の道から何度も逸れてしまい、神に栄光を帰する聖性の道を諦めることになるでしょう。思い出しましょう。「大して困難に直面することなく過ごす、上辺は正しい生活よりも、人間の大いなる限界のただ中で踏み出す小さな一歩の方が、神に喜ばれるはずです」[[42]](#footnote-42)。聖職者達とcommunitiesが司牧的ケアを実践すれば、この（様々な）現実を活かせないはずはありません。

 306. 神の掟（独語でdas göttliche Gesetz、英語でGod’s law）を完全に守るのは難しい人達にも、*via caritatis*（愛の道）への招きはハッキリと聞こえているに違いありません。友愛（fraternal charity）は、キリスト者にとって第一の掟（ヨハネ15:12；ガラテア5:14）だからです。このことを思い起こさせる聖書の言葉を忘れないようにしましょう。「何よりもまず、心を込めて愛し合いなさい。愛は多くの罪を覆うからです。」（１ペトロ4:8）「神の義（righteousness）を行って罪を離れ、虐げられる者をあわれんで不義を離れなさい。そうすれば、あなたの繁栄が長く続くでしょう。」（ダニエル記4:24[27]）「水が燃え盛る火を消すように、施しの業は、罪を償う。」（シラ記3:30）これはまた聖アウグストゥスの教えたことでもあります。「それはちょうど、火の脅威の様なもの。水を使えばその脅威を消し去る事が出来る…。同様に、もしちょっとしたことから罪の炎が燃え上がり私達を苦しめることになっても、慈しみを人に与える機会さえ訪れてくれるなら、そのチャンスを活かそう。それはあたかも湧き出る泉の水で赤く燃える炎を鎮めるが如く」[[43]](#footnote-43)。

**マシア神父様による補遺：rulesとdiscernment、二種類のmoral theology（倫理神学）**

要点：トマスの考えを司牧的discernmentの中に取り入れたい。「一般的原則には、必然性はあってもそれを適用する問題が具体的になればなるほど不確実性が伴う」。(AL 304)

留意点：moral and conscious（倫理と良心）についての考え方を見直す。

従来は、A：「赤信号、警報装置」。moral of recipe（処方箋の倫理）。定式的、一律一様。

提案は、B：方向を示す羅針盤・コンパス、探し求めれば必ず見つかる灯台の光・足下を照らしてくれる懐中電灯の光。moral of discernment。柔軟性がある、個別対応。

A：近代倫理神学における狭い良心のとらえかた。行為の前にrulesだけをわきまえる良心の役割、行為の後で良心の呵責。

B：福音に照らされた良心についての伝統（パウロやトマスや『現代世界憲章』）と同様に、良心の役割を広く深くとらえる。つまり、良心はrulesだけをわきまえるdiscernment of norms（規範）の役割よりも、discernment of values（価値観）とdiscernment of situation（足下の具体的な状況）の役割をもつ。

従って司牧者は“irregular”situationsにいる人々に対して倫理上の規範を石つぶての様に投げつけてはいけないと教皇は言う。客観的に見て罪の状態と思われる人も、様々な制約や情状配慮要因を考慮すれば、主観的に罪科が無いこともありうる(AL 305)。神の掟を完全に守ることを困難に感じている者を、どんな状況においても、愛の道へと招きたい。愛徳の道はキリスト者にとって最高の掟である（cf. Jn 15:12; Gal 5:14）。(AL306)

**司牧的慈しみの理論**

 307. 誤解が無いように断っておきますが、神の偉大な計画である完全な結婚という理想の提案を、教会は決して諦めてはなりません。「若い信者達に、愛ある人生展望を結婚の秘跡が如何に夢膨らむものにするか、分かってもらいたい。教会生活にフルに参加しキリストの恵みによる秘跡に支えられて生きる豊かさを実感出来るよう励ましたい」[[44]](#footnote-44)と司教達も述べています。完全な結婚という理想を提示するにあたって、煮え切らず控えめに「どちらかと言えば…」というような表現を使う必要は全くありません。それでは福音を忠実に宣べ伝えることになりませんし、教会が若者達を如何に愛しているのか表していません。例外的な困難状況に直面しても大丈夫です。これは確かです。しかしだからといって、完全な結婚という理想の輝きを、あるいは、イエスが人間存在に提示した素晴らしさを、控えめになどという気は毛頭ありません。今日、失敗しても大丈夫と司牧的ケアをすることは大切です。しかしそれよりもっと大切なのは、結婚の絆を強める司牧的努力であり、そうすることで結婚破綻を予防できるのです。

　308. 心理的、歴史的、それに生物学的にも – 情状配慮すべき状況が存在することの重大性に気づくということは、必然的に「福音が示す理想の価値は下げることなく、漸進現象となって現れるpersonal growth（第三位格成長）の各段階に慈しみと忍耐をもって寄り添い、最善を尽くすよう励まされる主の慈しみが働くための」[[45]](#footnote-45)余地を残さなければならない、ということに必ず繫がります。混乱を避けてもっと厳しい司牧的ケアをしたい者がいることは分かります。しかしながら、正直に言えばイエスがa Church（小教区の各教会）に求めているのはその様な司牧的ケアではないと私は確信しています。聖霊は人間の弱さの中に善の種を蒔くはずです。母なる各教会（a Mother）は、その客観的教えを堅持しつつ、「路傍のぬかるみで靴が泥まみれになろうとも、自分が行える善を決して諦めない」[[46]](#footnote-46)のです。他方the Church’s pastorsは、福音の理想と教会の教えを信徒に提供しつつ、the weak（弱って苦しんでいる者達）を共感をもって迎える手助けとならなくてはなりません。立腹せず、辛辣を避け、性急な判断をしないで下さい。福音は、裁くな咎（とが）めるなと教えています（マタイ7:1、ルカ6:37）。イエスは「人間の不運が招く渦中から身を隠すための人的建造物のくぼみ（personal or communal niches、nicheとは建物と建物をつなぐ際に構造的に必ず出現する「くぼみ」）を探すのは止めるように望んでいらっしゃいます。そうではなく周りの人々の生の現実に深く入り込み、いたわりの力を知るように期待していらっしゃいます。これを実行すれば必ず、私達の生はwonderfully complicated（素晴らしく込みいったもの）になるはずです」[[47]](#footnote-47)。

 309. これらの省察が慈しみの大聖年の間に起こるのは神の御摂理だと思います。なぜなら、様々な困難状況により家庭というものが危険にさらされている中で「教会には神の慈しみ、福音の脈打つ鼓動、を告げ知らせる使命が課せられたからです。福音は全てのpersonの心と知性にそれぞれ必ず感動を与えます。キリストの花嫁である教会は、誰も排除することなく、例外なく全ての人を出迎えに行く神の御子にならって自分達の行動を模倣します」[[48]](#footnote-48)。イエスご自身は99匹ではなく100匹の羊の牧者だと教会は承知しています。イエスはその全てを愛していらっしゃいます。このことに気づけば次のことが可能となります。即ち「信じる人にも信仰から遠く離れた人にも、全ての人に、既に私達の間にある神の国のしるしとして、慈しみの芳しい香りが届きます」[[49]](#footnote-49)。

 310. 「イエスは、慈しみは御父のみわざであるだけでなく、誰が御父の真の子なのかを見分けるためのa criterion（一つの判断基準）でもあると断言しています。つまり私達は、慈しみを生きるよう召命を受けているのです」[[50]](#footnote-50)。このイエスの教えを私達は忘れてはなりません。ここには、私達に常に最善を尽くして下さる神の愛に対する応答として、ロマン主義や生ぬるさは入る余地がありません。「慈しみの柱が、教会の生命を支えています。ですから教会の司牧活動は全て、そこに集う者達への慈しみの優しさに包まれたものでなければなりません。教会が世に向けて語るメッセージと証しにも、慈しみが少しも欠けてはなりません」[[51]](#footnote-51)。確かにしばしば「私達は、恵みの分配者としてではなくその管理者として振舞ってしまいます。けれども教会は税関ではありません。教会は父の家です。そこには、人生における困難を抱えた一人一人の居場所があるはずです」[[52]](#footnote-52)。

 311. moral theology（倫理神学）の教義に、これらの考察が必ず具体化されなければなりません。確かに、教会moral教義への整合性に関心を払うのは重要ですし、福音の一番中心的な価値観[[53]](#footnote-53)を強調し奨励することに常に特別の注意を払うべきです。特に、全く無償で提供される神の愛に応えるカリタス（慈愛）は最重要です。他方、私達の司牧活動に神の無条件の愛の余地を残すことが難しいと感じることがあります[[54]](#footnote-54)。即ち慈しみに関して条件をつけすぎてしまい、その具体的意味と現実的重要性が空疎なものになってしまうことがあります。言わば、福音の葡萄酒を水で薄めすぎてしまうのです。確かに、慈しみはjustice and truth（真理と地上的正義）を排除しません。慈しみはjustice and truthと両立します。しかしながら、何よりも先ず言えるのは、慈しみこそ、justiceの成就であり神の真理が最も輝く現れなのだということです。従って、「慈しみにおいて現される神の全能を疑う神学的思考は、不適切である」[[55]](#footnote-55)と判断せざるを得ません。

 312. 以上により、考え方の或る種の枠組みと論題設定が得られました。即ち、更に微妙な事案を扱う際、冷たい官僚的moralityを避けることが今後出来るようになるはずです。それらは、冷たい官僚でなく、慈しみの愛に満ちあふれた司牧的discernmentの文脈に、私達を導くでしょう。そこでは常に、理解し、赦し、寄り添い、希望を持ち、そして何より、integrateすることができます。これこそ教会に広く行き渡らせるべきmindsetです。「社会の中の最も周縁部で生活する人達に向けて私達の心を開く」[[56]](#footnote-56)mindsetです。ですから私は、複雑な困難状況にある信仰者に、胸の内を明かすことをお勧めします。（その様な信仰者にこう呼びかけます。どうか貴方の周りにいる）自分達の生活を主なるキリストに献げた信徒または司牧者に、貴方の胸の内を明かしてください。もしかすると、貴方の考え方や望みの確証に上手く出会えないかもしれません。しかしながら明るい光の下に、貴方の置かれた状況の究明が進み、personal growth（第三位格成長）への道を発見するのは確かです。他方、教会司牧者達にも一つお願いがあります。どうか、落ち着いて包容力をもって彼等の悩みに耳をかたむけてください。彼等の視点に立って、誠実に彼らを理解してください。そうすることによって彼等の生き方を助けることができ、教会の中における居場所を見出すように助けることができるはずです。

1. *Relatio Synodi* 2014, 24.（関連のシノドスが2014年2015年と二回開催されている。以下、シノドス2014、シノドス2015と記す。） [↑](#footnote-ref-1)
2. シノドス2014、25. [↑](#footnote-ref-2)
3. シノドス2014、28. [↑](#footnote-ref-3)
4. Cf. シノドス2014、41, 43; シノドス2015, 70. [↑](#footnote-ref-4)
5. シノドス2014、27. [↑](#footnote-ref-5)
6. シノドス2014、26. [↑](#footnote-ref-6)
7. シノドス2014、41. [↑](#footnote-ref-7)
8. シノドス2014 [↑](#footnote-ref-8)
9. シノドス2015, 71. [↑](#footnote-ref-9)
10. Cf.シノドス2015 [↑](#footnote-ref-10)
11. シノドス2014, 42. [↑](#footnote-ref-11)
12. シノドス2014、3. [↑](#footnote-ref-12)
13. 使徒的勧告『家庭 愛といのちのきずな』*Familiaris Consortio* (22 November 1981), 34: AAS 74 (1982), 123 [↑](#footnote-ref-13)
14. 使徒的勧告『家庭 愛といのちのきずな』*Familiaris Consortio* (22 November 1981)9: AAS 74 (1982), 90. [↑](#footnote-ref-14)
15. Cf. Catechesis (24 June 2015): *L’Osservatore Romano*, 25 June 2015, p. 8.（オッセルヴァトーレ・ロマーノ、ローマ教皇庁の"半公式"新聞） [↑](#footnote-ref-15)
16. *Homily at Mass Celebrated with the New Cardinals* (15 February 2015): AAS 107 (2015), 257. [↑](#footnote-ref-16)
17. シノドス2015, 51. [↑](#footnote-ref-17)
18. シノドス2014, 25. [↑](#footnote-ref-18)
19. John Paul II, 使徒的勧告*Familiaris Consortio,* 22 November 1981(家庭　愛と命の絆), 84: AAS 74 (1982), 186. 　この様な状況で教会が提言する「兄弟姉妹の様な」生活の可能性を知り実践する人達も多くいますが、そうすると、或る種の親密さが欠如して「faithfulnessが危険に陥り子供にとっての良い状態が損なわれるおそれがある」と指摘する向きもあります。(Second Vatican Ecumenical Council, Pastoral Constitution on the Church in the Modern World Gaudium et Spes, 51　第二バチカン公会議　現代世界憲章　51) [↑](#footnote-ref-19)
20. John Paul II, 使徒的勧告*Familiaris Consortio,* 22 November 1981(家庭　愛と命の絆) [↑](#footnote-ref-20)
21. シノドス2014, 26. [↑](#footnote-ref-21)
22. シノドス2014, 45. [↑](#footnote-ref-22)
23. Benedict XVI, *Address to the Seventh World Meeting of Families* in Milan (2 June 2012), Response n. 5: *Insegnamenti* VIII/1 (2012), 691. [↑](#footnote-ref-23)
24. シノドス2015, 84. [↑](#footnote-ref-24)
25. シノドス2015, 51 [↑](#footnote-ref-25)
26. このことは秘跡の教えについても言えるはずです。discernmentによって或る特定の困難状況に何も重大な過ちがなかったと認識されることがあり得るからです。この様な場合には、以下に挙げる文献で見いだされた事柄が適用されるべきでしょう。cf. *Evangelii Gaudium* (24 November 2013), 44 and 47: AAS 105 (2013), 1038-1040. [↑](#footnote-ref-26)
27. シノドス2015, 85. [↑](#footnote-ref-27)
28. シノドス2015, 86 [↑](#footnote-ref-28)
29. John Paul II, Apostolic Exhortation *Familiaris Consortio* (『家庭　愛と命の絆』22 November 1981), 33: AAS 74 (1982), 121. [↑](#footnote-ref-29)
30. シノドス2015, 51. [↑](#footnote-ref-30)
31. Cf. *Summa Theologiae*（神学大全） I-II, q. 65, art. 3 ad 2; *De Malo*, q. 2, art. 2. [↑](#footnote-ref-31)
32. *Summa Theologiae*（神学大全） I-II, q. 65, art. 3 ad 3. [↑](#footnote-ref-32)
33. カテキズムNo. 1735. [↑](#footnote-ref-33)
34. カテキズム No. 2352.　 Congregation for the Doctrine of the Faith, Declaration on Euthanasia（安楽死） *Iura et Bona* (5 May 1980), II: AAS 72 (1980), 546; ヨハネ・パウロ二世は、“fundamental option”（基本的選択肢）カテゴリーを批判して、「心理学的観点から極めて複雑且つ曖昧な状況、そして、それらが該sinnerの主体的culpability（心が罪（sin）を感じる力）に影響を及ぼしている状況では、疑いようもなく」との認識を示しています。(Apostolic Exhortation *Reconciliatio et Paenitentia* [2 December 1984], 17: AAS 77 [1985], 223). [↑](#footnote-ref-34)
35. Cf. Pontifical Council for Legislative Texts, *Declaration Concerning the Admission to Holy Communion of Faithful Who are Divorced and Remarried* (24 June 2000), 2. [↑](#footnote-ref-35)
36. シノドス2015, 85. [↑](#footnote-ref-36)
37. *Summa Theologiae*（神学大全）、I-II, q. 94, art. 4. [↑](#footnote-ref-37)
38. 聖トマスは別のtextで、ruleに関する一般的知識と実際のdiscernmentに関する特別な知識とに言及しながら、「もしどちらか一つだけしか持てないなら、特定の現実に関する知識の方を選ぶだろう。なぜならその方がthe act（神の掟）に近いからだ」と言っています。: *Sententia libri Ethicorum*, VI, 6 (ed. Leonina, t. XLVII, 354.) [↑](#footnote-ref-38)
39. *Address for the Conclusion of the Fourteenth Ordinary General Assembly of the Synod of Bishops* (24 October 2015): *L’Osservatore Romano*, 26-27 October 2015, p. 13. [↑](#footnote-ref-39)
40. International Theological Commission, *In Search of a Universal Ethic*: A New Look at Natural Law (2009), 59. [↑](#footnote-ref-40)
41. 秘跡の助けを受けることも場合によってはあり得ます。ですから私はこう述べました。「司祭達は思い出して下さい。告解は拷問室ではありません。そうではなく主の慈しみに出会う場なのです」と。（使徒的勧告『福音の喜び』[24 November 2013], 44: AAS 105 [2013], 1038）聖体拝領に関してこうも述べました。それは「完全であったことのご褒美ではありません。そうではなく弱き者への滋養栄養であり強力な医薬品なのです」と。 (*ibid*., 47: 1039). [↑](#footnote-ref-41)
42. 使徒的勧告『福音の喜び』[24 November 2013], 44: AAS 105 [2013], 1038-1039 [↑](#footnote-ref-42)
43. *De Catechizandis Rudibus*, I, 14, 22: PL 40, 327; cf. Apostolic Exhortation *Evangelii Gaudium* (24 November 2013), 194: AAS 105 (2013), 1101. [↑](#footnote-ref-43)
44. シノドス2014, 26. [↑](#footnote-ref-44)
45. 使徒的勧告『福音の喜び』(24 November 2013), 44: AAS 105 (2013), 1038. [↑](#footnote-ref-45)
46. 使徒的勧告『福音の喜び』(24 November 2013), 45 [↑](#footnote-ref-46)
47. 使徒的勧告『福音の喜び』(24 November 2013), 270 [↑](#footnote-ref-47)
48. 大回勅『慈しみの御顔』(11 April 2015), 12: AAS 107 (2015): 407. [↑](#footnote-ref-48)
49. 大回勅『慈しみの御顔』(11 April 2015), 5: 402. [↑](#footnote-ref-49)
50. 大回勅『慈しみの御顔』(11 April 2015), 9: 405 [↑](#footnote-ref-50)
51. 大回勅『慈しみの御顔』(11 April 2015), 10: 406 [↑](#footnote-ref-51)
52. 使徒的勧告『福音の喜び』(24 November 2013), 47: AAS 105 (2013), 1040. [↑](#footnote-ref-52)
53. 例えば、使徒的勧告『福音の喜び』(24 November 2013),36-37: AAS 105 (2013), 1035. [↑](#footnote-ref-53)
54. 恐らく、真理に忠実でありたいという熱情の裏に秘められた或る種の几帳面さから幾人かの司祭が告解者に対して求める悔い改めの決心は、或る意味合いを欠いています。即ち、一般的に信じられている純粋正義を求めるあまり、慈しみの意味合いを、その輝きがかき消されてしまうほどに、欠いています。とするならば、聖ヨハネ・パウロ二世の次の教えを思い出すのは有用でしょう。彼は「新たな堕罪の可能性は、当該悔い改めの正当性（authenticity）を毀損しない」と言っています。 (*Letter to Cardinal William W. Baum on the occasion of the Course on the Internal Forum organized by the Apostolic Penitentiary* [22 March 1996], 5: *Insegnamenti* XIX/1 [1996], 589). [↑](#footnote-ref-54)
55. International Theological Commission（ヴァチカンの国際神学諮問委員会）, *The Hope of Salvation for Infants Who Die Without Being Baptized* (19 April 2007), 2. [↑](#footnote-ref-55)
56. 大回勅『慈しみの御顔』(11 April 2015), 15: AAS 107 (2015), 409. [↑](#footnote-ref-56)